

**9月「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～**

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	1年以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	1年以内に行っていない 予定している 時期 ____年 ____月 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	6ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	対象者がいない 6ヶ月以内に行っていない 予定している 時期 ____年 ____月 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。		行っている 行っていない
エ	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。		行っている 行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。		行っている 行っていない 該当事案なし
カ	健康診断の結果保健指導を行っていますか。（努力義務）		行っている 行っていない
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」における義務）		行っている 行っていない ▶ 行っていない場合はその理由 医療保険者からデータ提供を求められたことがない 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかない データ提供することに事業場としての利点がない その他（ _____ ）

直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。

～ 労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

- 相談対応
- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者に対する面接指導

個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報提供

長野産業保健総合支援センター 連絡先

電話 026 - 225 - 8533

～ 派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

医療保険者¹から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします²。
- また、特定健康診査の実施対象ではない 40 歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和 4 年 1 月に施行されます。このため、40 歳未満の従業員についても、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。

1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。